

令和8年度（第52事業年度）事業計画

1 基本方針

協会設立の趣旨に則り、配合飼料価格の変動によって生ずる畜産生産者の損失を補てんするための配合飼料価格差補てん事業に取り組むほか、経営の改善・合理化のための機械・施設の整備、国、県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策諸事業に取り組むことにより、配合飼料価格差補てん事業の契約者の経営安定を図る。

2 事業計画

当協会の定款、業務方法書に基づき、次の事業を行う。

（1）配合飼料価格差補てん事業

契約の締結、積立金の徴収・納入、購入実績の報告、補てん金の交付等の業務を円滑かつ適正に実施する。

令和8年度契約状況

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	合 計
契約数量(t)	9,912	47,069	10,049	131,352	57,064	255,446
構成比(%)	3.9	18.4	4.0	51.4	22.3	100
人 員	29	57	6	27	6	133

（2）畜産リース事業

配合飼料価格差補てん事業に参加する畜産経営者から（一財）畜産環境整備機構が実施するリース事業への参加希望があれば、積極的に支援・指導等を行うとともに、事業参加が決定した場合には関係事務を実施する。

（3）肉用牛経営安定対策事業

牛枝肉の価格低迷と相まって肉用子牛価格の低迷が続き、経営環境が厳しさを増す肉牛生産者を支援するため、国は、生産効率化、収益性向上、生産基盤強化を推進する関連対策を実施している。

当協会は、引き続き香川県畜産協会からの委託を受け、各種施策実施の業務に積極的に関わり、肉用牛経営の安定化に努める。

ア 肉用子牛生産者補給金制度（子牛基金）

事業主体である香川県畜産協会の事務委託を受け、対象子牛の個体登録、生産者積立金の徴収・納付、販売・保留確認の報告等補助事業に係る業務を実施する。

イ 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

事業主体である香川県畜産協会の事務委託を受けて、対象牛の個体登録、販売報告等補助事業に係る業務を実施する。

（４）肉豚経営安定対策

申請等の事務全てを香川県畜産協会へ委託している生産者に対しては、畜産協会との再委託契約に基づき、基金契約者の要件審査の申込、出荷報告等の事務手続きを代行する。

（５）家畜防疫互助事業

牛と豚に係る生産者の家畜防疫互助事業に加入を推進するとともに、生産者及び飼料荷受組合等に対し、家畜伝染病に関する情報の迅速な伝達を図り、国内侵入防止のための家畜防疫意識の啓発を行う。

（６）鶏卵生産者経営安定対策

香川県養鶏協会の事務委託を受けて、鶏卵生産者の経営安定を図るため、生産者が直接行う鶏卵生産者経営安定対策事業の鶏卵価格差補てん事業の支援と、卵価が急激に下がった場合に、生産調整のための成鶏更新・空舎延長事業の円滑な実施を支援する。

（７）その他

国、県、その他関係機関等との連携を保ち、協会の目的を達成するために必要な新たな事業に取り組む。

畜産業の発展と経営の安定に資するため、情報の収集に努めるとともに、会員や契約生産者等に資料提供を行う。

（８）管理・運営事項

- ・総会、理事会の開催
- ・定時総会を開催するとともに、必要に応じて臨時総会を開催する。
- ・必要に応じ業務推進のための諸会議を開催する。